平成２４年（フ）第１５０９号
福岡市城南区南片江１丁目14番11―203号
破産者　有限会社小原塗装店
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７号
岩手県宮古市崎山第３地割118番地115
破産者　株式会社リキデン
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第６０８号
宮城県名取市ゆりが丘１丁目26番地の５
破産者　株式会社サンエスト
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８３３号
東京都葛飾区四つ木５丁目14―１―401
破産者　原口　　広
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２３号
東京都板橋区徳丸４丁目25―６―301
破産者　保坂　八郎
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６０号
東京都目黒区下目黒３丁目10―29―５―405
破産者　高橋　宗男
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３８４号
東京都八王子市兵衛２丁目32番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市左入町161番地１　ヒルズ八王子406
破産者　アイ・トリート有限会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２６号
千葉県船橋市前原西２丁目21番９号
破産者　アナセム株式会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７１号
東京都杉並区井草５丁目14番10号
破産者　株式会社トランス・アーツ
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２３号
神奈川県川崎市麻生区高石２―２―７―103
新井義春方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原１丁目28番10―101号
破産者　株式会社ディー・スリー
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２４号
神奈川県川崎市麻生区高石２―２―７―103
新井義春方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原１丁目28番10―101号
破産者　有限会社ドゥーダ
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０５８号
東京都文京区小石川２丁目11番15号　パークハビオ小石川富坂501
破産者　アローズコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０５９号
東京都文京区小石川２丁目11―15―501
破産者　宮本　　剛
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５１号
埼玉県川口市上青木１丁目６―17―202
破産者　関口　　諭
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町862―７
破産者　中村　　力
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６３５号
神奈川県相模原市中央区相模原５丁目６―21―204
破産者　岩崎　和久
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５０号
東京都北区赤羽台２丁目３―１―614
破産者　土田　清美
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５１号
東京都北区赤羽台２丁目３―１―614
破産者　土田　和彦
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３８号
東京都目黒区三田１丁目５―９―103
破産者　伊藤　勝美
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９５５号
東京都板橋区大山金井町47番12号
破産者　有限会社リライアンス
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１５６号
東京都墨田区亀沢１丁目４番18号
破産者　宮下株式会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２３号
東京都豊島区上池袋４丁目29―13
破産者　小林　英博
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部